

(趣旨)

第1条 公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)の施行については、公衆浴場法施行規則(昭和23年省令第27号。以下「省令」という。)及び公衆浴場の設置の場所の配置及び営業者が講じなければならない措置に関する基準を定める条例(平成25年条例第21号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(平25規則8・一部改正)

(営業許可の申請)

第2条 法第2条第1項の許可を受けようとする者は、省令第1条に規定する営業許可申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温湯をいう。)、原水(原湯の原料に用いられる水及び浴槽の温湯の温度を調整する目的で浴槽の水を再利用せずに、浴槽に直接注入される水をいう。)、上がり用湯(洗い場及びシャワーに備えられた給湯栓から供給される温湯をいう。)及び上がり用水(洗い場及びシャワーに備えられた給湯栓から供給される水をいう。)に水道水(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水をいう。)以外の温水を使用する場合にあっては、水質検査の結果を記載した書面の写し

(2) 建物の周囲400メートル以内の付近見取図

(3) 省令第1条ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該浴場業を譲り受けたことを証する書類
(平18規則31・令2規則26・令2規則46—2・一部改正)

(承継の届出)

第3条 法第2条の2第2項の規定による相続、合併又は分割による営業者の地位の承継の届出は、営業者承継届出書(相続・合併・分割)によるものとする。この場合において、合併又は分割によるときは、省令第3条第2項に規定するもののほか、登記事項証明書を添付するものとする。

(平13規則14・平17規則4・一部改正)

(変更等の届出)

第4条 省令第4条の規定による営業許可申請書等の記載事項の変更又は営業の一部若しくは全部の停止若しくは廃止の届出は、申請書記載事項等変更届出書又は営業停止(廃止)届出書によるものとする。

2 前項の場合において、その届出に係る事項が次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 営業施設の構造設備の変更 その変更部分を明示した図面

(2) 営業の一部の停止又は廃止 停止又は廃止に係る営業施設の部分を明示した図面

(3) 営業の全部の停止又は廃止 営業許可書

(水質基準)

第5条 条例第7条第1号の規定による水質基準は、次のとおりとする。

(1) 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、それぞれ同表の右欄に定める基準に適合すること。

1 色度	比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法	5度以下であること。
2 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法	2度以下であること。
3 pH値	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
4 有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量)にあっては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあっては滴定法	有機物(全有機炭素(TOC)の量)が1リットル中に3ミリグラム以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中に10ミリグラム以下であること。
5 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
6 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中に10コロニー・フォーミング・ユニット未満であることを含む。)

(2) 浴槽内の湯水は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、それぞれ同表の右欄に定める基準に適合すること。

1 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法	5度以下であること。
2 有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量)にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法	有機物(全有機炭素(TOC)の量)が1リットル中に8ミリグラム以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中に25ミリグラム以下であること。
3 大腸菌群(グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)	<u>下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条に規定する方法。この場合において、試料は希釈せずに使用すること。</u>	1ミリリットル中に1個以下であること。
4 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中に10コロニー・フォーミング・ユニット未満であることを含む。)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。)その他の湯水を使用するため前項の基準に適合することが困難な場合であつて衛生上危害を生じるおそれがないと認めるときは、同項第1号の表の1の項から4の項まで並びに同項第2号の表の1の項及び2の項の基準の全部又は一部を適用しないことができる。

(平25規則8・追加、令2規則26・一部改正)
(水質検査等)

第6条 条例第7条第2号の規定による水質検査は、水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽内から採取した湯水について1年に1回以上(ろ過器を使用して循環させた浴槽内の湯水にあつては、2回以上)行うものとする。

2 条例第7条第2号の規定による届出は、同号の規定による水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合(100ミリリットル中に10コロニー・フォーミング・ユニット未満である場合を除く。)に行うものとし、当該水質検査の結果を記載した書面の写しを市長に提出することにより行うものとする。

(平25規則8・追加、令2規則26・一部改正)
(浴槽の温湯の消毒)

第7条 条例第7条第14号の規定による管理は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。ただし、ろ過器を使用して温湯を循環させない浴槽で原湯及び原水を常時浴槽に補給する構造の浴槽にあつては、この限りではない。

- (1) 遊離残留塩素濃度が、通常で1リットル中に0.4ミリグラム程度を保持することとし、最大で1リットル中に1ミリグラムを超えないようにすること。
- (2) 結合塩素のモノクロアミンの濃度が、1リットル中に3ミリグラム程度を保つこと。
- (平25規則8・追加、令2規則26・令3規則32・一部改正)

(様式)

第8条 この規則に規定する申請書の様式は、別に定める。
(平25規則8・旧第5条繰下)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
(平25規則8・旧第6条繰下)

- 附 則
- この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 附 則(平成13年3月30日規則第14号)
- この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則(平成17年3月7日規則第4号)
- この規則は、平成17年3月7日から施行する。
- 附 則(平成18年3月31日規則第31号)
- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則(平成25年3月22日規則第8号)
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第26号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月14日規則第46—2号)

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

附 則(令和3年10月1日規則第32号)

この規則は、令和3年10月2日から施行する。